

## 神戸市民間教育・保育施設児童健康診断補助金交付要綱

### (趣旨・定義)

第1条 この要綱は、神戸市内に所在する教育・保育施設の児童の健康の保持増進を図るために、健康診断を実施する教育・保育施設に対し、補助金を交付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱で、教育・保育施設とは、次の各号に掲げる施設をいう。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（児童福祉法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第2号に規定するものとして確認を受けた幼稚園

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、神戸市内に所在する民間教育・保育施設において、在籍児童に対して行う健康診断とし、その内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 4・5歳児クラスに在籍する児童を対象とした眼科健診
- (2) 4・5歳児クラスに在籍する児童及び0歳から2歳児クラスに在籍する児童のうち別に定める事前の保健調査により健診が必要と判断された児童を対象とした耳鼻科健診
- (3) 4・5歳児クラスに在籍する児童を対象とした年度内2回目の歯科健診

2 前項にいう在籍児童は、子ども・子育て支援法第19条第1号から第3号に定める子どもとする。

### (補助金の算定基準)

第3条 市長は、予算の範囲内において、補助対象者に対し、前条第1項第1号から第3号に定めるそれぞれの事業に対し、別表第1から第3に定める金額を補助金として交付することができるものとする。

2 補助金額は、それぞれの事業について、健診料基本額に受診児童数に応じた加算額を加えた金額とする。

(補助金の使途)

第4条 補助対象者は、前条に定める補助金の交付を受けた際には、全額を第2条に定める事業に支出しなければならない。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に、その他市長が指定する関係書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、交付することを決定したときは交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定したときは不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、神戸市会計規則(昭和39年3月神戸市規則第81号)第42条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(調査報告)

第7条 市長は、補助の交付を行った者に対し、必要があるときは、その執行状況について報告を求めることができる。

2 前項の調査を受けた者は、速やかに報告を行わなければならない。

(交付決定の取消し・返還)

第8条 市長は、補助金規則第19条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を補助対象者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(施行の細則)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 26 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 30 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 5 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 29 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 2 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 眼科健診補助基本額（第2条第1項第1号関係）

（1）検診料基本額

	金額
検診料基本額	6,600円

（2）受診児童加算額

	金額
受診児童数 20人以下	5,400円
受診児童数 21人から 40人	10,800円
受診児童数 41人から 60人	16,200円
受診児童数 61人から 80人	21,600円
以降、受診児童数が 20人増すごとに加算する金額	5,400円

別表2 耳鼻科健診補助基本額（第2条第1項第2号関係）

（1）検診料基本額

	金額
検診料基本額	6,600円

（2）受診児童加算額

	金額
受診児童数 20人以下	5,400円
受診児童数 21人から 40人	10,800円
受診児童数 41人から 60人	16,200円
受診児童数 61人から 80人	21,600円
以降、受診児童数が 20人増すごとに加算する金額	5,400円

別表3 歯科健診補助基本額（第2条第1項第3号関係）

（1）検診料基本額

	金額
検診料基本額	13,800円

（2）受診児童加算額

	金額
受診児童数 20人以下	2,700円
受診児童数 21人から 40人	5,400円
受診児童数 41人から 60人	8,100円
受診児童数 61人から 80人	10,800円
以降、受診児童数が 20人増すごとに加算する金額	2,700円

年 月 日

神戸市長 宛

(申請者)

住 所 :

法人または施設名 :

代表者 職 名 :

氏 名 :

対象施設名 :

## 神戸市民間教育・保育施設児童健康診断補助金交付申請書

神戸市民間教育・保育施設児童健康診断補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

### 記

#### 1 申請金額

#### 2 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店 出張所
預金種目	1. 普通    2. 当座    3. その他 (            )	
口座番号		
口座名義 (カタカナ)		

年 月 日

神戸市長 宛

(申請者)

住 所 :

法人または施設名 :

代表者 職 名 :

氏 名 :

対象施設名 :

### 神戸市民間教育・保育施設児童健康診断補助金交付申請書

神戸市民間教育・保育施設児童健康診断補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

#### 記

1 申請金額

2 振込先口座

本補助金の受け取りを下記の者に委任します。

(受任者)

住所 :

法人または施設名 :

氏名 :

振込先口座 :

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店 出張所
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ( )	
口座番号		
口座名義 (カタカナ)		

注)受任者の氏名と振込先の口座名義を一致させてください。

第 号  
年 月 日

様

神戸市長

## 神戸市民間教育・保育施設児童健康診断補助金交付決定通知書

みだしのことについて、下記のとおり決定しましたので、神戸市民間教育・保育施設児童健康診断補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

### 1 補助金

交付決定額 円

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

神戸市長

### 神戸市民間教育・保育施設児童健康診断補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったみだしの補助金については、次の理由により交付しないことと決定しましたので、神戸市民間教育・保育施設児童健康診断補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

（交付しない理由）